



千葉西支部会報

令和 6 年 10 月 28 日
千葉県税理士会
千葉西支部
支部長 徳山 博章
〒275-0016 習志野市津田沼 4-11-14
習志野商工会議所会館 2 階
電話 047-455-8200
FAX 047-452-1200

「感謝の気持ちと謙虚な心」

(題字及びテーマは支部長)

正会員 266 名 (うち税理士法人 23) 準会員 2 名 計 268 名

▲ ▼ ▲ ▼ 支部親睦旅行 ▼ ▲ ▼ ▲

10 月 6 ・ 7 日 箱根



上：大涌谷 下：天竺園前にて



着任のご挨拶

千葉西税務署長 五月女 浩 一

千葉県税理士会千葉西支部の皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

7月の人事異動で、千葉西税務署長を拝命しました^{さおとめ}五月女でございます。

徳山支部長をはじめ役員並びに会員の皆様には、平素から税務行政の円滑な運営につきまして、深いご理解と多大なるご協力を賜っており、厚くお礼申し上げます。

また、税を考える週間や確定申告期における無料相談、租税教室への講師派遣、e-Taxの利用促進としてスマホ申告の指導など、多方面にわたってご協力をいただいておりますこと、深く敬意を表しますとともに、重ねてお礼申し上げます。

さて、国税当局においては、納税者利便の向上や税務行政全体の効率化に加え、社会全体のDX

推進への貢献も図る観点から、税務行政のDXの更なる推進に取り組んでおります。

千葉県税理士会千葉西支部の皆様におかれましては、引き続き顧問先の皆様に対して、法人税のALL e-Taxや相続税e-Taxをはじめとする各税目のe-Taxの利用、年末調整手続の電子化、キャッシュレス納付、納税証明書の電子申請、その他会計・税務のデジタル化を含めた様々な側面からの業務のデジタル化促進を働きかけていただきますよう、お願い申し上げます。

結びに当たりまして、千葉県税理士会千葉西支部の益々のご発展と会員の皆様のご健勝並びにご事業のご繁栄を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

千葉西税務署 定期人事異動による転出・転入者名簿

転 出 等		職 名	転 入 等	
氏 名	発 令 事 項		氏 名	前 任 部 署
谷田 雄司	審判本部・総括審判官	署 長	五月女浩一	センター東京上野・統括管理官
加藤 秀樹	新宿・個特官・個特官	副署長(個)	鈴木 敏子	局課一・審理・課長補佐
森 弘幸	局総務・人事一・課長補佐	総 務 課 長	小柳 一郎	本郷・法人1・統括官
小原 吉彦	成田・特徴官・特徴官	徴収1統括	松本 宏和	局徴・特整総二・評専官
小林 義仁	松戸・徴収・連調官	徴収総括上席	顕谷 健司	四谷・徴収1・総上席
安藤 泰弘	松戸・個人1・統括官	個人1統括	寺岡 開	足立・個人1・統括官
湯澤 一憲	麻布・個人4・統括官	個人3統括	榊 祐治	市川・個人2・統括官
金子 順一	国 税 庁	個人4統括	中村 公男	茂原・個人2・統括官
友延 憲治	局査・統査官・主査	個人連調官	沼田 慎也	目黒・個人1・連調官
井戸 達也	センター葛飾・管理官	資産総括上席	森本 淳	品川・資産1・総上席
宇山 正信	品川・特調官(法)・特調官	法人3統括	清水 勝也	豊島・法人4・統括官
石崎 正芳	辞 職	法人4統括	北野 智恵	局総務・税相・相談官
平野 孝司	辞 職	法人5統括	市橋 直彦	本所・法人3・統括官
澤田 昌幸	市川・個人・調査官	会 計 係 長	工藤 早恵	局査・査12・査察官



旅行特集



支部旅行に参加して

林 道 廣

10 月 6・7 日と 6 年ぶりの一泊支部旅行に参加させていただきました。

最初に向かったのは「忍野八海」美しい水の八つの池（湧泉群）です。観光できたのは六つですが、富士山の雪解け水が数十年かけてここにあることを思えば、時の流れと自然を写す美しい水面でした。

次に「KABA バス乗車体験」です。山中湖にバスが進水したときのスプラッシュとみんなの歓声は凄く、やはり、バスが水に浮く感覚は不思議なものでした。

箱根湯本温泉「天成園」の天空大露天風呂で、前回の三島スカイウォークに続き富士山を心の目で見ることとなり、その勇姿は次回以降の楽しみとなりました。

一夜明け「箱根駅伝ミュージアム」ではテーマごとに区切られた 100 回に渡る箱根駅伝の歴史を楽しみました。

次に「大涌谷」です。荒涼とした大地に白煙が昇る噴煙地、まさに別世界ようです。今回も元気に参加された佐野祐二会員のように 20 年後も支部旅行に参加できるように黒たまごを 3 個食べ、更に、弘法大師の思いを伝える延命地蔵に手を合わせてきました。

そして「鈴廣かまぼこ」で、家族に土産を買って家路となりました。

支部旅行は会員間の親睦交流の場として多くの支部会員に積極的に参加していただきたいと思います。

最後になりますが、旅行の企画等でご苦勞された厚生部の皆さんに感謝申し上げます。

旅行は心の安らぎ

山 田 晴 夫

久しぶりの支部旅行、良かったです。

自然界の環境が大きく変わりつつあり 10 月と言うのにまだ夏日。

1 日目「忍野八海」は、富士山の豊富な湧き水の数々の池・水車・そして生い茂った木々の何処までも続く川。肌に染みる心地良さでした。

ただ富士山は雲の中でした。残念!!

「KABA バス」水陸両用車で初めて体験しました。山中湖で、入水時の飛沫が凄かった。

「箱根湯本温泉天成園」お泊り。

旧小田原藩主の別邸跡で山間の川沿いにあり道幅は大型バスが通れないが、大きな旅館です。

庭にはきれいな滝、山頂には神社などなど。

仲間同士の楽しい宴会、カラオケなどなど、一時を楽しく過ごしました。

2 日目「箱根駅伝ミュージアム」。

お正月の箱根駅伝の歴史を勉強しました。

「大涌谷散策」ワー寒い・・・これが本音。

天候は、残念ながら曇りで北風、気温 20 度以下、そして強風。

景色は過去の噴火で、木々は枯れ、視界すべて瓦礫のみ。昔を知る「緑に埋もれた自然の景色」が恋しい。

最後は定番の「海老名 SA」でメロンパンで。

今回の旅で感じたことは、夏の疲れが癒やされた楽しい旅行でした。

有難うございました。





旅行特集



支部旅行に参加して

神道敏彦

コロナの影響もあり6年ぶりの宿泊支部旅行と伺いました。私は昨年に続き2度目の参加となり、泊りなので更に盛り上がるのではないかとワクワクしていました。

初日は日曜日の朝ということもあり谷津船橋ICから辰巳PA経由で箱崎JCTも抜道を使うことなく順調に三鷹料金所まで。その後中央道では若干流れが悪くなったものの全体としてストレスのないルート選択だなあと感心していました。更に、後部サロン席の大宴会に配慮されたのか当初の談合坂SA1ストップから辰巳・藤野・谷村各PAの3ストップ作戦に変更するドライバーさんの機転の良さにも感銘を受けました。

その後昼食では、ほうとうをいただき、忍野八海の湧き水見学、KABAバスでは湖畔に車輪を放置したかどうかのクイズなど楽しいひと時を過ごしました。

ひとしきり観光した後の私の関心は、山中湖から箱根湯本までのバス移動にて日曜日の夕方という最悪の道路環境の御殿場市街をどうするのかの1点に絞られていました。御殿場IC手前では何故流れの悪いIC側車線を走行しているのかと懐疑心に苛まれていたところ、なんと御殿場ICから東名流入・大井松田IC流出、更に小田厚道・箱根新道という全く想像だにしないルートでおそらく30分という最短の遅延で済んだのではないかと驚きを隠すことができませんでした。

おかげで宴会前に温泉に浸かり、懇親会・2次会とも大盛況になったのだと思います。

翌日はサロン組がバス内でトーンダウンしたものの箱根駅伝博物館・大涌谷を見学して昼食は鈴廣さんで美味しい蒲鉾をいただきました。帰りのルート感想もお伝えしたいところですが掲載欄の関係もあり省略します。ですが帰りも素晴らしく私の経験上3本の指に入る優秀なバスドライバーさんでした。

支部旅行に参加して

加藤裕康

今年の9月に千葉西支部に登録したばかりでしたが、幸運にも支部旅行にお誘いをいただきました。支部の活動にはできるだけ参加していきたいと思っていたので、緊張するだろうとは思いましたが二つ返事で参加を申し込ませていただきました。

先輩方に失礼の無いように行動する。また、できるだけたくさんの方と交流する。これらを今回の旅行の目標として、集合場所の京成津田沼駅に向かいました。税理士試験を超える緊張感です。

バスの車内ではサロン席でたくさんお話させていただきました。皆様に温かく接していただき大変ありがたかったです。

忍野八海に行くのは初めてで、世界文化遺産をじっくり観光しました。実際に見た池も素晴らしかったですが、観光協会のホームページの写真を改めて見るとまた違った素晴らしさを感じられました。

ホテルではお風呂に宴会にととても楽しい時間を過ごすことができました。カラオケ大会では皆さんのパフォーマンスに圧倒され、もっと頑張らなければと反省していました。

2日目はさすがに疲れが出ていましたが、バスの車内で引き続きたくさんお話させていただきました。大きなトラブルもなく、渋滞に巻き込まれることもなく津田沼に帰ってこられたのは厚生部の皆様の気配りとドライバーのルート選択のおかげだと思います。

このような楽しい旅行を企画していただいた厚生部の皆様、初対面にも関わらず温かく迎え入れてくださり、本当にありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。



旅行特集



支部旅行に参加して

宮 腰 直 希

支部旅行に初めて参加させていただきました。この度は、ご多忙の中、準備を進めてくださった豊田部長をはじめ、厚生部の皆様、関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

観光バスでは、後方のサロン席に座り、和気あいあいと宴会を楽しんでいました。気がつくと山中湖に到着しており、まるで瞬間移動をしたかのようでした。

忍野八海では自然の美しさを堪能し、初めての水陸両用バス体験も楽しみました。バスガイドさんの軽妙なトークも旅をさらに彩ってくれました。

宿泊したホテルは、昔ながらの大型温泉旅館で趣があり、天空温泉でリラックスした後は「大宴会&大カラオケ大会」。運良く?「当たり」のしおりを引き当て、カラオケ大会に出場する機会を得ました。そして、熱唱!上位入賞とはなりませんでした。ステージの上で多くの皆様の視線を浴びながら歌い競うという、普段はなかなかできない爽快な体験ができました。

その後はホテル内のバーでの2次会カラオケ(一般の部)、さらに部屋での3次会へと続けました。途中、うとうとと休まれている先輩にひざ枕をする大役も仰せつかり、無事にその任務を果たすことができました。2回目からは有料となります。

二日目はつづら折りの箱根路をバスで移動しながら、体力回復に努めつつ、楽しい思い出とともに帰路につきました。ご一緒させていただいた会員の皆様、貴重な時間を有難うございました。

支部旅行に参加して

阿 部 哲 也

昨年から支部旅行に参加させていただき、今回は2回目の支部旅行。昨年は日帰りでしたが今回は1泊2日…。

旅は「ノープランの一人旅」スタイルの私にとって団体での旅行(泊り)は大学の部活の合宿以来約30年ぶりになるのでしょうか?。年甲斐もなく前日はちょっと緊張して就寝しました。

今回の旅行先は箱根方面。忍野八海→KABAバス乗車体験→天成園(泊)→箱根駅伝ミュージアム→大涌谷のルート。

当日、料理が趣味な私は出発と同時にバスで始まる大宴会に食べてもらおうと、おつまみを作って集合場所へ。皆さん美味しいと言ってくれたので良かったです。

バスでの宴会は終始盛り上がり本日の宿天成園へ。天成園での二次会のカラオケではバスの中の宴会を遥かに超えた盛り上がり。部屋に帰って缶酎ハイ片手に三次会「皆さんどんだけ飲むの?」と思いつつ午前2時に就寝。翌朝温泉にゆっくり入りやっと一息つけました。

2日目、箱根駅伝の大ファンな私…。初めて見学する箱根駅伝ミュージアムでは各大学のユニホームを見ることができてテンションが上がりました。私が生きているうちに母校(法政大学)の初の総合優勝が見たいものです。

今回、箱根方面の旅行で富士山を見ることができなかったのは残念でしたが、多くの方々と色々なお話ができ充実した2日間でした。ありがとうございました。

追伸…バスでの宴会は2日目も最後まで続きました(皆さん凄すぎ!)



制 度 部

令和6年7月31日

千葉県税理士会

千葉西支部 制度部

令和8年度税制改正要望書意見書（要約）

本書は、千葉西支部会員に対し意見募集を行い、会員より寄せられた意見・要望の中から制度部において意見の集約整理をするとともに、前年の意見書に寄せられた事項についても検討を加えたものである。

なお、本意見書の作成にあたっては、「現代社会に適合した公平な税制を目指すとともに、納税事務の簡素化及び事務負担の軽減を目的とする」を基本方針として取りまとめている。

1. 国税通則法・税務行政手続関係

- (1) 取り下げ書の法整備について 継続
「取り下げ書」について所要の法整備をおこなない法的位置付けを明確にするべきである。

- (2) 死亡により振替納税が不可能となった場合の延納及び延滞税に関する適用について (通法34の2) 継続
納税者が振替納付期日前に死亡した場合には、その相続人等が一定期間内に納付したときは、申告期限までに納付したものと取り扱うべきである。

- (3) 法人の口座振替納付の創設 継続
法人についても、法人税、消費税について個人同様に口座振替納付を認めて制度を拡充する。

- (4) 申告書等情報取得サービスの拡充 新規
申告書等情報取得サービスの対象を、法人税、消費税、相続税、贈与税、および届出書等税務署に提出された一切の文書に拡充するべきである。

【理由】

令和7年1月以降、控え書類の押印が省略され納税者において書類の提出の確認が取れず困っているところである。すべてe-Taxの利用を行うことが望ましいのであるが、e-taxの帳票対応の遅れ等により電子申告に対応していない書類等も多くあることから、押印省略の代わりとして申告書等情報取得サービスを拡充し、税務署に対して提出したすべての書類を同サービスにより閲覧可能な状態にしていきたい。また、マイナンバー

カードによる利用は、代理人にとって不便であるため利用者識別番号および暗証番号による閲覧を可能にしていきたい。

- (5) 過去の利用者番号の引継ぎ 新規
利用者識別番号の新設時に、過去の申告実績を引き継いでいただきたい。

【理由】

現在、新規に利用者識別番号が取得されると、過去の申告実績が閲覧できない状況となるため過去の申告内容等を確認することができず、納税者において不便な状況となっている。何らかの方法にて過去の利用者識別番号によってなされた申告情報を、現在の利用者識別番号に紐付ける方法を検討していただきたい。

2. 国税共通

- (1) 印紙税について 継続
印紙税法の廃止を要望する。
- (2) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存について (電帳法7) 継続
電子取引情報について、電磁的記録の保存以外に電子計算機出力装置（プリンター等）により出力した書面による保存を認めるべきである。

3. 所得税関係

- (1) 確定申告期限の繰り下げ (所法120) 継続
所得税の確定申告期限を4月15日とする。
- (2) 親族に対する対価の必要経費の算入について (所法56,57) 継続
事業者から対価を受ける親族がいる場合の

必要経費の特例を改め、生計を一にする親族であっても、これらの者に対して支払う賃借料・報酬等について、その相当額の必要経費の算入を認めるべきである。

- (3) 公営競技の払戻金に対する課税について 継続
競馬競輪競艇等の投票券の払戻金については非課税とする。
- (4) 証券取扱い業者等の取り扱う金融商品について 継続
証券取扱い業者が取扱う金融商品について、その課税形態(一般株式、証券投資信託(海外)(国内)、公社債投資信託・雑・総合譲渡等の課税上の取扱い科目)を取引報告書・商品パンフレット等に記載する商品名に併記することを義務付けることを要望する
- (5) 譲渡所得課税における予定申告制度の創設について 継続
不動産等の譲渡等があった場合において、その譲渡日以後申告期限までの間に譲渡所得税及び譲渡住民税について予定申告・予定納税ができる制度を新設すべきである。
- (6) 食事支給による経済的利益に対する課税の見直し(所基通 36－38 の 2) 新規
食事支給による経済的利益が無いものとされる金額上限を引き上げるべきである。

【理由】

交際費等の範囲から除かれる飲食費の金額基準が物価高騰を理由に 1 万円に引き上げられたところであるが、食事支給の際の金額上限は 3500 円と定められて以降改定が無く、物価高騰の折、この金額内で食事支給を継続していくことが困難になっている。交際費等の範囲から除かれる飲食費の金額基準同様に 2 倍程度まで引き上げていただきたい。

- (7) 通勤手当の非課税限度額見直し(所令 20 の 2) 新規
通勤手当の非課税限度額を引き上げるとともに、通勤距離 2 キロ未満についても、一定の非課税限度を設けるべきである。

【理由】

通勤手当の非課税限度額は平成 28 年に改訂されて以降改定が無く燃料費・整備費・車両代金等の通勤諸経費が物価高騰により負担

が大きくなっていることから、通勤手当の非課税限度額を 2 割程度引き上げていただきたい。

4. 源泉所得税関係

- (1) 源泉所得税の納付期限の見直しについて(所法 183) 継続
源泉所得税の納付期限について、翌月末日と改めると共に、納期の特例の期限についてもそれぞれ 1 月末及び 7 月末と改める。
- (2) 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請の提出時期について(所法 217) 継続
新たに源泉徴収義務者となった法人及び個人については、その提出期限を、設立から 3 月以内もしくは、納期の特例による納期限のいずれか早い日までその提出期限を延長し、かつ、その提出の効果を設立の日又は新たに源泉徴収義務者となった日まで遡及して適用すべきである。

5. 法人税関係

- (1) 居住者に対する役員給与の取り扱いについて(法法 34 ①) 継続
居住者に対する役員給与について原則損金算入とし、不相当に高額なもののみを損金不算入の対象とすべきである。
- (2) 相当の地代の見直し(法令 137 法通 13－1－2) 継続
相当の地代を次の通り改定する。
自用地評価額×基準年利率(長期)
＋固定資産税額＝年間の相当な地代

6. 消費税関係

- (1) 複数税率の廃止について 継続
納税額の算定にあたり企業側の負担の大きい複数税率を廃止する。
- (2) 中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例について(消法 37) 継続
簡易課税制度選択期間中においても、常に原則課税制度による申告を可能とする制度とすべきである。
- (3) 一括比例配分方式の継続適用義務について(消法 30 ⑤) 継続
一括比例配分方式の継続適用義務を廃止す

べきである。

- (4) 課税売上割合の計算方法について（消法令48） 継続

課税売上割合の算定にあたって、固定資産の譲渡及び投資性資産の譲渡についても、有価証券の譲渡同様に、その算入に一定の制限をすべきである。

- (5) 仕入税額控除の分割控除 新規
固定資産取得にかかる消費税については、その耐用年数（もしくはこれに準じた年数）により分割控除とすること。

【理由】

消費税は転嫁課税を基本的な考え方とする税目である。しかしながら、固定資産の取得にかかる消費税についてはその取得時の一時控除とされていることから、容易に還付消費税を発生させ制度を歪める要因の一つになっている。商品販売時に消費者に転嫁された消費税に対応させるため固定資産の利用期間に応じて仕入税額控除を行うべきである。

- (6) 適格請求書保存要件の緩和について 継続
適格請求書の保存がない場合においても、取引相手が適格請求書発行事業者であることが確認できかつ、取引内容が課税取引であることが確認できる場合には、適格請求書の保存を免除する。

- (7) やむを得ない理由による適格請求書の保存義務の免除 継続
やむを得ない事情で適格請求書の保存が出来なかった場合には、取引その他の状況により適格請求書発行業者からの課税仕入れであることが推認できる場合には、適格請求書の保存義務を免除し仕入税額控除を認めることを要望する。

- (8) 適格請求書記載事項の省略 継続
適格請求書の記載事項については適格事業者番号並びに税率及びその税率ごとの課税資産の譲渡等の金額の税込合計額のみ記載とすべきである。

- (9) 適格請求書発行事業者外からの仕入税額控除について 継続
適格請求書発行事業者外からの課税仕入れについても、一定割合の仕入税額控除を認めるべきである。

- (10) 少額取引における適格請求書保存の免除について（インボイスQ&A問108） 継続
3万円未満の課税仕入については、適格請求書の保存を必要とせず、帳簿記載のみで仕入税額控除を認めるべきである。

7. 相続税関係

- (1) 債務控除について（相法13条） 継続
債務及び葬式費用の控除対象者を「相続又は遺贈により財産を取得したすべての者」とすべきである。

- (2) 贈与税の申告書提出期間及び納税期間について（相法28条） 一部修正
贈与税の申告書の提出期限を贈与時から、翌年4月15日までの間とし、納税手続きもその期間に合わせて可能とする制度を要望する。

- (3) 相続税の申告期限について（相法27条） 継続
相続税の申告期限を相続の開始があったことを知った日から1年以内とする。

8. 地方税関係

- (1) 個人住民税の特別徴収について① 継続
個人住民税の特別徴収に関しては、給与受給者の選択制とすること。

- (2) 個人住民税の特別徴収について② 新規
個人住民税の特別徴収についても普通徴収同様に口座振替を拡充する。

【理由】

現在、個人住民税の普通徴収については口座振替納付が存在しているが、納税者の利便性の確保及び住民税の徴収の安定化を図るため、これを特別徴収についても拡充する。

- (3) 中小企業者に係る事業税の収入割について 継続
中小企業者の電気・ガス供給業については、事業税の課税標準を、一般の事業と同様に所得課税である所得割とすべきである。

※紙面の都合上、千葉県税理士会 調査研究部に提出したものの中から、継続のものについては、提案理由を削除し、要約したものである。詳細については支部へお問い合わせください。



総務部

桑 原 正 樹

〈行事予定〉

○12月12日(木)

研修会・例会・連絡会・忘年会

場所：ホテル ザ・マンハッタン

〈報告事項〉

○8月23日(金)

第2回幹事会

(決議事項)

1. シンポジウム特別委員会設置の件
2. 役員選考委員千人の件
3. 第48回定期総会の招集日時および場所決定の件

○9月20日(金)

第3回幹事会(書面)

(決議事項)

1. 当支部を選挙区とする理事の選出の件

○10月11日(金)

第4回幹事会

(決議事項)

1. 次期支部役員選任の件
2. 本会理事選任の件
3. 租税教室推進部設置の件

研修部

羽 田 哲 也

〈今後の研修予定〉

合同研修会

○11月1日(金)

場所：船橋市勤労市民センター B2階ホール

演題：「最新金融商品税制を理解する」

講師：税理士法人柴原事務所

代表者 税理士 柴原 一 氏

○11月8日(金)

場所：習志野商工会議所 及び ZOOM 配信

演題：綱紀監察・年末調整及び法定調書について

講師：税理士専門官・千葉西税務署担当官

○12月12日(木)

場所：ホテル ザ・マンハッタン及び ZOOM 配信

演題：「生活習慣病、脳卒中、心筋梗塞、
がんなどの予防のための食事と運動」

講師：久田 直子 氏

厚生部

豊 田 慎 樹

〈行事予定〉

○11月6日(水)

4支部合同スポーツ大会 グラウンドゴルフ

場所：フクダ電子ゴルフパーク

○11月12日(火)

支部対抗テニス大会

場所：稲毛海浜公園

○12月13日(金)

囲碁・将棋大会

場所：千葉県税理士会館

〈結果報告〉

○7月22日(月)

支部対抗ボウリング大会

場所：アサヒボウリングセンター

11名参加 団体の部10チーム中6位

○9月5日(木)

健康診断

場所：千葉県税理士会館

○9月9日(月)

秋季支部対抗ゴルフコンペ

場所：泉カントリー倶楽部

総合順位：7位

個人：一般の部 準優勝 佐高圭太 会員
シニアの部 5位 能田宗健 会員

○10月3日(木)

支部対抗ソフトボール大会

場所：稲毛海浜公園

0勝2敗

会員の異動

○新入会員



内 田 浩
令和6年6月26日（新規入会）
習志野市鷺沼台 1-9-11
税理士法人
石川小林 網野会計事務所
TEL 047-493-8761



山 村 真 衣
令和6年6月26日（新規入会）
習志野市奏の杜 2-3-2-2228
TEL 080-1907-6951
趣味 お菓子作り・
キックボクシング



岩 片 古志郎
令和6年8月2日（東京会より）
八千代市大和田新田 928-12
TEL 047-458-2684
趣味 旅行



加 藤 裕 康
令和6年9月4日（東地会より）
習志野市谷津 1-4-23-2
TEL 090-4636-7371
趣味 スポーツ観戦・キャンプ



飯 野 佳代子
令和6年9月24日（新規入会）
習志野市谷津 5-10-19-110
TEL 047-477-9457
趣味 観劇・旅行

川 島 千 春 令和6年6月26日（新規入会）
八千代市八千代台南 2-3-19
TEL 090-4175-2638

梅 本 学 令和6年7月2日（千葉東支部より）
千葉市美浜区中瀬 2-6-1
ドットライン税理士法人
TEL 070-6486-4810

青 木 優 也 令和6年7月3日（東京会より）
千葉市美浜区中瀬 2-6-1
ドットライン税理士法人
TEL 070-6486-4810

太 宰 剛 令和6年7月24日（新規入会）
八千代市勝田台北 1-19-40
TEL 090-4393-3355

枝 光 直 子 令和6年9月1日（地方会より）
千葉市花見川区南花園 1-17-10
TEL 050-7115-9229

山 口 達 也 令和6年9月24日（新規入会）
八千代市大和田新田 42-66
TEL 090-4174-0572

林 初 穂 令和6年10月1日（東京会より）
習志野市花咲 1-4-23
TEL 090-9231-3917

ドットライン税理士法人
令和6年6月3日（新規入会）
千葉市美浜区中瀬 2-6-1 TEL 070-6486-4810
社員税理士 梅本 学
社員税理士 青木 優也

○事務所変更

松田二千六百年

千葉市美浜区中瀬 2-6-1

ワールドビジネスガーデンマリブイースト 17 階

JBA 税理士法人千葉事務所

TEL 043-306-3455

JBA 税理士法人千葉事務所

千葉市美浜区中瀬 2-6-1

ワールドビジネスガーデンマリブイースト 17 階

TEL 043-306-3455

○本店社員 → 開業

尾畑 晃範 令和6年7月25日

千葉市花見川区幕張本郷 2-19-10

TEL 043-274-1831

○解散

利根会計税理士法人

令和6年7月2日

○退会会員

中谷恵理子 令和6年8月9日(東京会へ)

神原 和義 令和6年9月30日(死亡退会)

訃報

●神原和義会員(享年81歳)

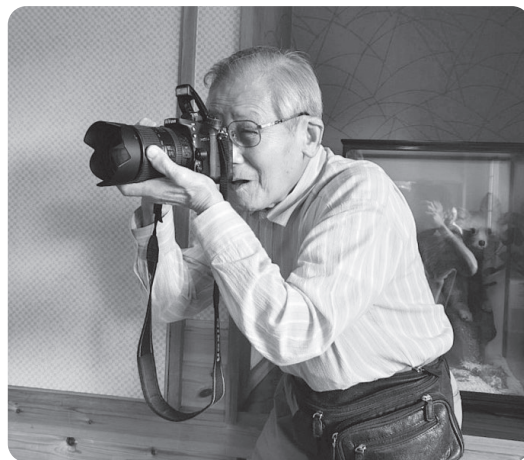
令和6年9月30日ご逝去

●桑名絵里子会員ご母堂

藤井美千子様(享年82歳)

令和6年7月23日ご逝去

謹んでご冥福をお祈り申し上げます。



編集後記

ようやく暑さもひと段落つき、過ごしやすい気候となったところで、久々の宿泊支部旅行となりました。

寄稿いただきました会員の皆様、お忙しい中ありがとうございました。

支部旅行は通常、年1回秋口に行われます。厚生部の方々が企画を考えてくださいます。これまで機会のなかった会員の皆様も、是非とも参加してみてくださいませ。(廣瀬大典)



6,500件の会計事務所をご利用いただいている確かな実績!

入力業務削減は「JDL AI」。



JDL AI®

顧問先1件分(約250仕訳)の仕訳生成がわずか**2**分で完了!

新開発 証ひょう読み取りと同時に仕訳を生成! 「**オンタイム仕訳生成処理**」

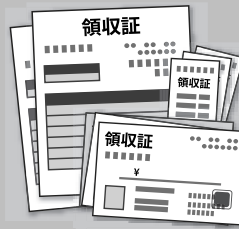
通帳 見開き**3**ページ



クレジットカード明細**3**枚



レシート・領収証**100**枚



※通帳見開き3ページ、クレジットカード明細3枚、レシート・領収証100枚(計 約250仕訳)を、弊社所定のサーバーおよび証ひょう読み取り機器にて読み取り、JDL AIによる仕訳データ生成を行った実測値です。動作速度等は、ご利用環境・対象となる証ひょうの種類・内容によって異なります。

あっという間に仕訳が生成される様子を動画でご覧いただけます!

JDL

検索



株式会社 日本デジタル研究所

本社 / 〒136-8640 東京都江東区新砂1-2-3 ☎03(5606)3111(大代表)
JDLホームページアドレス <https://www.jdl.co.jp/>

千葉営業所 / 〒260-0028 千葉市中央区新町1000(センシティタワー14F) … Tel.043-301-7201(代)

税理士とその関与先のために



日税グループは
おかげさまで創立50周年

「税理士とその関与先のために」

日税グループは、創業より続くこの理念のもと、
税理士先生とご一緒に関与先企業の発展を支え、
そこに関わる全ての方々を豊かにすることで、
日本社会に貢献してまいります。



税協コラボキャンペーン実施中！

期間：2024年8月1日～2025年4月30日まで

千葉県税理士協同組合様とのキャンペーンを実施中。

日税グループのサービスをご利用いただいた支所及び税理士先生を
所定の報奨金又はギフト券にて表彰させていただきます。

詳細は、日税グループまでお問合せください。

電話：043-301-8666